

著作権侵害への刑事罰の適用 に関する諸外国の状況

明治大学情報コミュニケーション学部 今村哲也

1. はじめに 本報告の内容

- 著作権侵害への刑事罰に関する国際条約の状況
- 諸外国の制度の相違
 - (1) 刑事罰の要件の相違
 - (2) 適用の状況
- 比較法分析
 - (1) 国際条約との関係
 - (2) 諸外国の相違点の分析による日本への示唆

2. 著作権侵害への刑事罰に関する国際条約の状況

- (1) WIPO所管の著作権関係条約(ベルヌ条約など)
- (2) WTO-TRIPS協定
- (3) EPA／FTAの発展

(1) 著作権関係条約(ベルヌ条約など)

- ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約)
- 万国著作権条約(万国著作権条約パリ改正条約)
- WIPO著作権条約(著作権に関する世界知的所有権機関条約)
- ローマ条約(実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約)
- レコード保護条約(許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約)
- WIPO実演・レコード条約(実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約)
- 北京条約(視聴覚的実演に関する北京条約)

- WIPO所管: ベルヌ条約, WIPO著作権条約・WIPO実演, レコード条約, 北京条約
- WIPO・UNESCO共管: レコード保護条約
- WIPO・ILO・UNESCO共管: ローマ条約
- UNESCO所管: 万国著作権条約
- WIPO, UNESCO, ILOはいずれも国連専門機関



ベルヌ条約

- 条約の適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。刑事罰規定に関する義務なし。
- ベルヌ条約16条
 - (1) 著作者の権利を侵害するすべての製作物は、当該著作物が法律上の保護を受ける同盟国において差し押さえることができる。
 - (2) (1)の規定は、当該著作物が保護を受けない国又は受けなくなつた国において作成された複製物についても適用する。
 - (3) 差押えは、各同盟国の法令に従つて行う。



万国著作権条約

- 条約の適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。刑事罰規定に関する義務なし。
 - 万国著作権条約第10条〔国内措置〕
 - 1 各締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。
 - 2 いずれの国も、自国についてこの条約が効力を生ずる日に、自国の法令に従いこの条約を実施することができる状態になつていなければならないと了解される。



ローマ条約（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）

- 条約の適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。刑事罰規定に関する義務なし。
 - ローマ条約26条〔国内措置〕
 - 1 締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。
 - 2 各国は、批准書、受諾書又は加入書の寄託の時に、国内法によりこの条約を実施することができる状態になっていなければならない。



レコード保護条約

- 条約の適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。刑事罰規定に言及するが、任意の選択肢にすぎない。
 - 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約: 第3条〔保護の手段〕
 - この条約を実施するための手段は、各締約国の国内法令の定めるところによるものとし、著作権その他特定の権利の付与による保護、不正競争に関連する法令による保護及び刑罰による保護のうちいずれかのものを含む。



WIPO著作権条約

- 条約の適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。刑事罰規定に関する義務なし。
 - 第14条 権利行使の確保に関する規定
 - (1) 締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置について定めることを約束する。
 - (2) 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、権利行使を確保するための手続を国内法において確保する。



WIPO実演・レコード条約

- 条約の適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。刑事罰規定に関する義務なし。
 - WPPT23条 権利行使の確保に関する規定
 - (1)締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置について定めることを約束する。
 - (2)締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、権利行使を確保するための手続を国内法令において確保する。



北京条約

- 条約の適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。刑事罰規定に関する義務なし。
- 北京条約20条 権利行使の確保に関する規定
- (1)締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置について定めることを約束する。
- (2)締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため、権利行使を確保するための手続を国内法令に基づいて確保する。



小括



- 国連専門機関が所管する著作権関連条約において、その適用を確保するために必要な措置がどうあるべきかは、加盟国の裁量。
- 基本的に民事・刑事・行政的手続きのいずれでもよい。また、刑事罰規定の導入に関する義務もなし。
- 国内法規定において条約上の義務が担保されていない場合に、それを解決する手段は用意されていない。
- 条約違反は、国際司法裁判所で争う(実効性低い)。



小括

- 権利執行について制度調和が進まない原因
 - WIPOには、知的財産法の国際規範を作成するマンデートはあるが、各国の行政、司法制度に深くかかわる問題については、各国の隔たりが大きい。
 - 制度調和の契機だけでは権利執行に関する強制力ある合意形成は困難。
 - しかし、各国の主権を最大限に尊重しながら、制度調和を図ることは、国連機関所管する条約の宿命
 - → 国際的な制度調和だけでなく、他の契機／フォーラム（フォーラ）の設定が必要
 - 他の契機：貿易的側面、犯罪組織・テログループの資金源の根絶／消費者保護・安全など
 - フォーラ：WTO, FTA/EPA, その他





(2) TRIPS協定

- TRIPS協定 第5節 刑事上の手続 第61条第1文
- 「加盟国は、**少なくとも故意による商業的規模の**商標の不正使用及び**著作物の違法な複製**について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。」
- Members shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of wilful trademark counterfeiting or copyright piracy on a commercial scale.
- 最低保護水準であり、国内法でより高い保護を設けるのは加盟国の自由(いわゆるTRIPSプラス)
- 協定違反は、**WTO紛争解決手続の対象(実効性は相対的に高い)**

「商業的規模(on a commercial scale)」の意味

- 加盟国が「著作物の違法な複製」について刑事上の手続及び刑罰を定めることが義務とされる行為の対象を限定する「商業的規模」の意味。
 - たとえば、違法所得が5万元以上の場合、または、侵害複製品の数量が合計500枚以上である場合にはじめて刑事手続の対象となるという規定は、商業的な行為により4万元の所得しか得ていない場合を一律除外することになるが、61条違反になるのだろうか(中国刑法における閾値の問題)。
- 「商業的」ということと同義と解する説(米国の主張)
- 「商業的規模」は、単なる「商業的」とは異なり、「商業的」という質的要件に加えて、「規模」という量的要件が加えられている。したがって、ある市場のある商品に関して、典型的な又は通常の商業活動の規模又は程度により不正使用又は違法複製が行われる場合を指す(WTOパネル DS362, 26 January 2009)
 - DS362 について、鈴木 将文「【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国一知的財産権の保護・実施に関する措置 (WT/DS362/R) —TRIPS 協定の権利行使に係る規律をめぐって」RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-011(2011 年 3 月)

日本の著作権刑事罰規定はTRIPSプラス？

- 著作権法119条以下の罰則規定には、一部の行為類型を除いて、「商業的規模」及びそれに類似する文言がない。
- 著作隣接権の侵害も刑事罰の対象
- ただし、以下を考慮すると、実際上は、TRIPSプラスではないともいえる？
 - 起訴便宜主義の適用において、商業的規模が考慮されている。
 - 親告罪においては、商業的規模でなければ、告訴されないことが多い。
 - 権利制限規定において、「営利を目的」とする場合を除外している。
 - 「私的使用のための複製」の一部については、制限規定に該当しない場合でも、刑事罰の適用対象とはしていない(119条1項参照)。
 - 少なくとも一般人による著作物の定型的な利用行為に対して、適用範囲が広い権利制限規定が存在する(とりわけ30条1項や38条など)

TRIPS以降の国際規範形成の方向性とそのフォーラ

- **制度調和的側面指向型**: ガイドライン, モデル法, 宣言等によるルール形成
 - 例: WIPOのモデル法, WCO(世界税関機構)のモデル規則等
- **貿易的側面指向型**: FTA/EPAでの取り決めによるルール形成
 - 例: 米国FTAの知的財産権条項など
- **公益的側面指向型**: 犯罪組織・テログループ/消費者保護などの公益を強調し, 既存の枠組みとは異なる新たな多国間のルール形成
 - 例: 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) など

(3) EPA／FTAの発展

- EPA／FTAにおいてTRIPSプラス規定が設けられる理由
 - TRIPS協定交渉時に多国間レベルで合意できなかった事項を補うこと
 - TRIPS協定交渉段階で発展していなかった新技術への対応
 - TRIPS協定において不十分である権利執行規定を補うこと
- 不十分である理由(WTO-TRIPS協定からEPA／FTAへ移行する理由)
 - 1つの成果ではあるが、最低保護水準のみ規定。
 - 知的財産権の領域に対する特別の執行資源の配分義務を加盟国から明確に免除している41条(5)の存在
 - 権利執行問題は、一国の行政、司法制度に深くかかわる問題であるため、多国間貿易交渉の場面における合意形成は今後も困難

TRIPS協定第41条(5)

- 41条(5)
- この部(報告者注:51条を含む「第3部 知的所有権の行使」の規定)の規定は,一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく,また,一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。**この部のいかなる規定も,知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。**

ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)

- TRIPS刑事罰規定の明確化＋新要素の付加
 - 実体面
 - 商業的規模の意味の明確化: 少なくとも直接または間接的な経済的もしくは商業的利益のための商業的活動を含む(23条1項第2文)
 - 行為の教唆・ほう助についても刑事責任(23条4項)
 - 法人の刑事責任(23条5項)
 - 侵害行為を予防するに十分な拘禁刑・罰金刑(24条)
 - 手続面
 - 侵害物品の差押え, 没収及び破壊等処分の措置の拡大(25条1・3・4項)
 - 職権による刑事上の執行(26条)
- デジタル環境における執行への対応(第5節)
 - 正当な競争の保護, 表現の自由, 公正な手続き, プライバシーその他の基本原則を自国の法令に従って維持される態様で実施することを明記

3. 諸外国における著作権侵害への刑事罰 の要件と適用の状況

- (1) 米国
- (2) イギリス
- (3) 中国
- (4) タイ

(1) 米国

- 犯罪行為の類型別に異なる法定刑が定められている
- いずれの場合も侵害複製物であることに対する故意が必要である。
- 故意にかんして、「法の不知はこれを許さず」が原則。ただし、著作権侵害の事案において、「公知の法的義務を自発的、意図的に害する」(voluntary, intentional violation of a known legal duty)と解する裁判例も一部にある(States v Moran事件 757 F. Supp. 1046 (D. Neb., 1991)1049-50)。
- 刑事罰を課すためには、条文上、商業的利益または私的な経済的利得を目的とする、というような主観的な要件がある。
- 1994年から2002年のデータでは、著作権の刑事事件は、100件から250件程度の範囲で変動している(著作権の民事事件は、2000件程度)。

(1) 米国

- 3つの類型(著作権法第506条)と量刑(合衆国法典第18編第2319条)
- A:営利目的の著作権侵害(506(a)(1)(A))
 - 一定条件を満たす場合, 5年(再犯の場合には10年)以下の禁固もしくは罰金またはその併科
 - それ以外の場合, 1年以下の禁固もしくは罰金またはその併科
- B:一定額以上著作物の複製・頒布(506(a)(1)(B))
 - 一定条件を満たす場合, 3年(再犯の場合には6年)以下の禁固もしくは罰金またはその併科
 - それ以外の場合, 1年以下の禁固もしくは罰金またはその併科
- C:商業的頒布を目的に作成中の著作物をコンピュータ・ネットワーク上での利用可能化する行為(506(a)(1)(C))
 - 3年(再犯の場合には6年)以下の禁固もしくは罰金またはその併科
 - 営利目的の場合, 5年(再犯の場合には10年)以下の禁固もしくは罰金またはその併科

(1) 米国

- 第506条 刑事犯罪

- (a) 著作権侵害罪

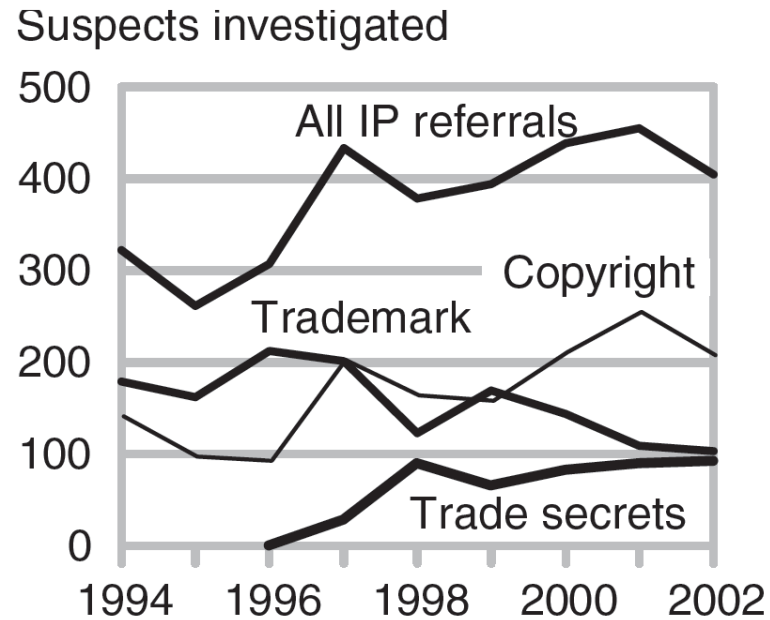
- (1) 総則一著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第18編第2319条の規定に従って処罰される。
 - (A) 商業的利益または私的な経済的利得を目的とする行為、
 - (B) 180日間に、1つ以上の著作権のある著作物について1部以上のコピーまたはレコード(その小売価格の総額が1000ドルを超える場合に限り)を複製もしくは頒布(電子的手段によるものを含む)する行為、または
 - (C) 商業的頒布を目的として作成中の著作物を、公衆がアクセス可能なコンピュータ・ネットワーク上に置いて利用可能にする方法によって頒布する行為(当該著作物が商業的頒布のために作成中の著作物であることを当該者が知りもしくは知るべきであった場合に限り)。
- (2) 証拠一本項において、著作権のある著作物の複製または頒布の証拠は、それだけでは、故意侵害を立証するに十分ではないものとする。

(1) 米国

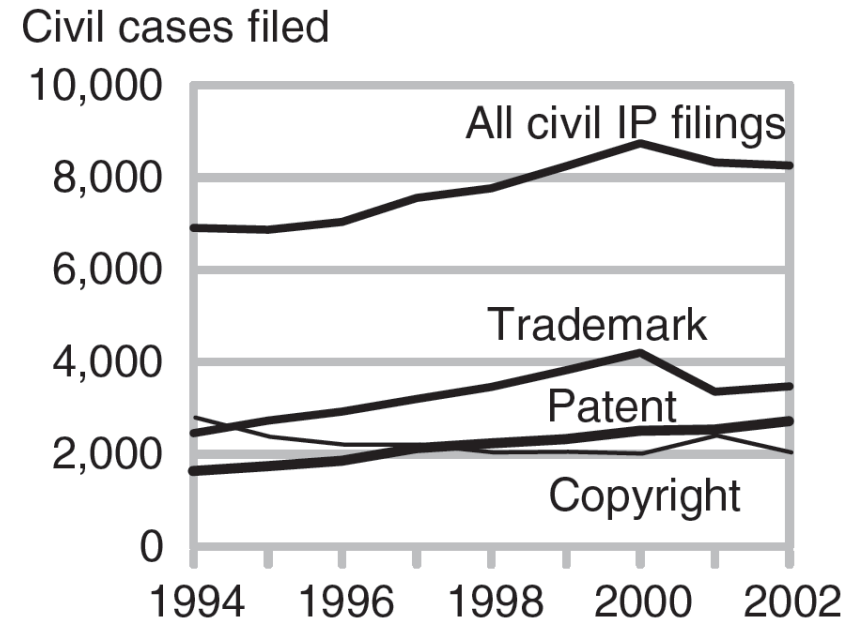
- (3)定義 一本項において、「商業的頒布を目的として作成中の著作物」とは、以下のものを意味する。
 - (A)コンピュータ・プログラム、音楽著作物、映画またはその他の視聴覚著作物、または録音物であって、無断頒布の時点において以下に該当するもの。
 - (i)著作権者が商業的頒布の合理的見込みを有し、かつ
 - (ii)当該著作物のコピーまたはレコードが未だ商業的に頒布されていないもの。
 - (B)映画であって、無断頒布の時点において、当該映画が以下に該当するもの。
 - (i)映画上映施設において視聴可能になっており、かつ
 - (ii)映画上映施設外で映画を視聴することを許容することを意図する形式の販売用コピーを、アメリカ合衆国の公衆に対して利用可能にしていないもの。

統計

Criminal matters referred to U.S. attorneys with an intellectual property (IP) offense, 1994-2002



Civil intellectual property suits filed in U.S. district courts, 1994-2002



出典: Bureau of Justice Statistics, Special Report, October 2004, NCJ 205800

統計

Table 2. Matters referred to U.S. attorneys with IP theft as lead charge, by type of suspect and offense, 2002

Lead charge	Total	Type of suspect	
		Individual	Organization
		Percent	Percent
Total	405	90.9%	9.1%
Copyright	210	92.3	7.7
Copyright infringement ^a	138	92.0	8.0
Counterfeiting labels of copyrighted items ^b	13	76.9	23.1
Bootlegging musical performances ^c	5	100.0	--
Digital Millennium Copyright Act ^d	5	100.0	--
Cable or satellite television piracy ^e	49	95.9	4.1
Trademark			
Trafficking in counterfeit goods ^f	103	88.4	11.6
Theft of trade secrets ^g	92	90.2	9.8

--No cases of this type occurred in the data. ^dTitle 17 U.S.C. §§ 1201-1205.

^aTitle 17 U.S.C. § 506 & 18 USC § 2319. ^eTitle 47 U.S.C. §§ 553 & 605.

^bTitle 18 U.S.C. § 2318. ^fTitle 18 U.S.C. § 2320.

^cTitle 18 U.S.C. § 2319A. ^gTitle 18 U.S.C. §§ 1831-1832.

Data source: Executive Office for the U.S. Attorneys, central system file.

故意(Willfullness)の要件について

- 故意にかんして、「法の不知はこれを許さず」が原則。
- ただし、著作権侵害の事案において、「公知の法的義務を自発的、意図的に害する」(voluntary, intentional violation of a known legal duty)と解する裁判例も一部にある(States v Moran事件 757 F. Supp. 1046 (D. Neb., 1991)1049-50)。
- 刑事事件の抗弁として、フェアユースが適用できるか微妙な事案においては故意が成立しない、ゆえに合理的な疑いを超えて故意が立証できない、という議論をすることを提案する見解もある(Miner, Roger J. (1995), 'Considering Copyright Crimes', J Copyright Soc'y USA 42, 312-13).

(2) イギリス

- 犯罪行為の類型別に異なる法定刑が定められている
- いずれの場合も侵害複製物であることに対する故意が必要である
- 刑事罰を課するためには、条文上、販売や賃貸のための作成であることや、業務の過程における、という要件がある。また、それらの要件がない場合でも、著作権者を害するような影響を与える程度という要件がある
- 複雑な争点が絡む事案では刑事事件について通常と異なる運用もある
- 複製数やそれらの価格に連動して宣告刑も厳しいものになる傾向がある
- 2009年以降、著作権侵害罪の適用は減少傾向にある。
- 近時の議論として、**利用が低調であるオンライン関係の著作権侵害罪の規定について、刑事罰の引き上げることが検討**されている (Intellectual Property Office, Penalty Fair?, 4 March 2015).

複雑な事案に対する運用上の傾向

- 「多くの刑事事件における法的争点は単純であるが、裁判所は著作権法に関する複雑な法的問題を含む訴追については、それらの事件は刑事事件ではなく民事裁判所の専門的な裁判官によって判断されるべきであることを主張して、棄却する傾向がある」
 - Laddie , Prescott and Vitoria, *The Modern Law of Copyright and Designs*, vol.1 (4rd edn, LexisNexis Butterworth, 2011) 2315.
- R v Gilham [2009] EWCA Crim 2293

R v Gilham [2009] EWCA Crim 2293

- 「最後に、我々は陪審裁判において著作権法の難解な問題を伴う事案の審理に関してジェイコブ判事がHiggs事件で強調したことを繰り返し述べる。たとえば、著作物の実質的な部分の複製にあたるかどうかという難しい問題を含む事案については、専門的な裁判官により大法官部において審理できるし、そうすべきである。そうすることで、そのような事案は、費用と時間の面で、陪審裁判によるよりも、ずっと効率的に審理することができるし、法律問題についても、より明確な事実認定を基礎として、上訴における判断をすることができる。適当な場合には、裁判所が差止による救済を付与するであろうし、また、差止命令違反については、裁判所侮辱に基づく制裁が与えられる。被告に関して証明された事実が、被告が犯罪行為から相当な利益を得ていたことを示している場合、その者の犯罪行為による収益に関して民事回復のための訴訟手続を、2002年犯罪収益法(Proceeds of Crime Act 2002)第5部に基づいて、提起できる場合がある」

- 裁判所は著作権の刑事罰について重要視している(Bently & Sherman, 2009, p.1125).
- 比較的小規模な侵害事案(たとえば, ビデオを48個複製)でも, 自由刑が科せられる場合がある。R v. Paul Godfrey Kemp (1995) 16 Cr App R (S) 941.
- 複製数やそれらの価格に連動して, 宣告刑も厳しいものになる傾向がある(Bently & Sherman, 2009, p.1126).
- そのため, 一方では, たとえば, eBayにおいて少しの量を販売したにすぎない事案では, 自由刑を免れることもある(Garnett et al. 2011, p.1262)

(2) イギリス

- ①販売や賃貸のための作成や頒布の場合等
 - 販売や賃貸のための作成や頒布の場合 (CDPA 1988, s.107(1)(a))
 - 私的及び家庭内の使用のため以外に連合王国に輸入する場合 (CDPA 1988, s.107(1)(b))
 - 業務の過程において頒布する場合 (CDPA 1988, s.107(1)(d)(iv))
 - 業務の過程以外において著作権者を害する影響を与える程度にまで頒布する場合 (CDPA 1988, s.107(1)(e))
 - ①略式手続 (summary conviction) の有罪判決の場合, 6月未満の自由刑 (禁固) 若しくは法定の最高限度を超えない罰金 (現在5万ポンド) 又はその併科、
 - ②正式起訴手続による有罪判決 (conviction on indictment) の場合, 罰金 (上限なし) 若しくは10年未満の自由刑又はその併科である (CDPA 1988, s.197(4))

(2) イギリス

- ②著作物の公衆への伝達等
 - 業務の過程における著作物の公衆への伝達(CDPA 1988, s.107(2A)(a))
 - 業務の過程以外において著作権者を害する影響を与える程度の公衆への伝達(CDPA 1988, s.107(2A)(b))
 - ①略式手続の有罪判決の場合3月未満の自由刑若しくは法定の最高限度を超えない罰金(現在5万ポンド)又はその併科
 - ②正式起訴手続による有罪判決の場合, 罰金(上限なし)若しくは2年未満の自由刑又はその併科である(CDPA 1988, s.107(4A))
 - Copyright, etc and Trade Marks (Offences and Enforcement) Act 2002 c.25, s.1)により, 公衆への伝達の量刑については、2002年に改正案が可決され、最高刑期が10年から2年とされた。

(2) イギリス

- ③販売や賃貸等

- 業務の過程における、販売や賃貸 (CDPA 1988, s.107(1)(d)(i))
- 販売や賃貸のための提供又は陳列 (CDPA 1988, s.107(1)(d)(ii))
- 公の展示 (CDPA 1988, s.107(1)(d)(iii))
- 販売や賃貸又は業務の過程における使用のために侵害複製物を作成することに使用されることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、侵害複製物を作成するために使用する物品を作成し、またはそのために使用することを意図した物品であるとみえる物品し、あるいは、それを所持する場合 (CDPA 1988, s.107(2))
 - 略式手続の有罪判決について、3月未満の自由刑若しくは標準等級表の第5水準 (現在5千ポンド) を超えない罰金又はその併科 (CDPA 1988, s.107(5)) 。

(2) イギリス

- ④実演に関する違法録音・録画物の作成, 利用又は使用についての刑事責任
- 実演に関する違法録音・録画物の作成, 利用又は使用についての刑事責任 (CDPA 1988, s.198)

統計

- 2012年, CDPA1988に基づく犯罪に関して起訴された人員は113人, 有罪は92人(有罪判決率は85%), 更に16人が警告を受けている。
- 2009年以降, CDPA1988に基づく起訴数, 有罪数は減少傾向にある。

Number of people preceeded against											
Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
TMA	455	507	629	962	1128	1068	1012	958	753	655	674
CDPA	97	111	134	195	342	514	621	753	520	113	113
Total	552	618	763	1157	1470	1582	1633	1711	1273	768	787

Number of people found guilty											
Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
TMA	329	399	503	749	920	884	913	801	662	487	506
CDPA	71	84	100	160	249	362	478	563	366	97	92
Total	400	483	603	909	1169	1249	1391	1364	1028	584	598

Number of people cautioned											
Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
TMA	18	59	120	194	187	187	201	118	66	55	38
CDPA	13	55	171	202	247	177	180	79	45	41	16
Total	31	114	291	396	434	364	381	197	111	96	54

統計

Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
TMA Cautioned	18	59	120	194	187	187	201	118	66	55	38	39
CDPA Cautioned	13	55	171	202	247	177	180	79	45	41	16	14
TMA Found Guilty	329	399	503	749	920	884	913	801	662	487	506	467
CDPA Found Guilty	71	84	100	160	249	362	478	563	366	97	92	99

Source: Ministry Of Justice (Data where IP offence was primary offence)

From: Intellectual Property Office, Annual IP crime report: 2013 to 2014, First published:10 October 2014.

(3) 中国

- 法定刑が明確に条文化されておらず，司法解釈に委ねられている部分がある。
- 近時，刑事事件の訴訟数が明らかに増加している（民事も同様）。
- 他の知的財産権関係の事件数と比較して，件数自体も比較的多い。
- 「著作権侵害罪」に比して，「権利侵害複製品販売罪」の件数は非常に少ないといわれている（最高人民法院 刑一庭「知识产权刑事案例评析」（**2014年7月25日**））。

(3) 中国

- 中国「刑法」
- ①著作権侵害罪
- ②侵害複製品販売罪
- 刑事処罰措置は懲役、拘役及び罰金の3種類

①著作権侵害罪

- 営利を目的として下記に掲げる著作権侵害状況の一つがある場合
 - 違法所得金額が比較的大きく又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の懲役又は拘役、罰金の併科又は単科に処される。
 - 違法所得金額が巨額又はその他特別に重大な情状がある場合には、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科される。
 - 著作権者の許諾を経ずに、その文芸、音楽、映画、テレビ、録画の著作物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製、発行したとき
 - 他人が専有出版権を有する図書を出版したとき
 - 録音録画製作者の許諾を得ないで、当該製作者が製作した録音録画を複製、発行したとき
 - 他人の署名を冒用した美術品を製作し、販売したとき

- その他重大な情状**：①違法経営金額5万元以上の場合；②著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽、映画、テレビ、ビデオ著作物、コンピューターソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、複製品数量が合計500枚(部)以上の場合等(最高人民法院、最高人民検察院は2007年に公布した「知的財産権侵害刑事事件処理における法律の具体的応用に係る若干問題に関する解釈(2)」(法釋[2007]6号))。
- 違法所得金額が比較的大きい**：違法所得金額3万元以上をいう。また、「違法所得金額が巨額」とは、違法所得金額が15万元以上をいう。(最高人民法院、最高人民検察院は2004年に公布した「知的財産権侵害刑事事件処理における法律の具体的応用に係る若干問題に関する解釈」(法釋[2004]19号))
- その他特に重大な情状**：具体的に次の内容が含まれる。①違法経営金額が25万元以上の場合②著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽、映画、テレビ、ビデオ著作物、コンピューターソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、複製品数量が合計2,500枚(部)以上の場合等(法釋[2007]6号)。

ネットワークを通じて行われた他人著作権侵害罪

- ネットワークを通じて行われた他人著作権侵害罪については、「最高人民法院、最高人民检察院、公安部による知的財産権侵害刑事事件処理における法律適用についての若干問題に関する意見」(法発[2011]3号)に特別な刑の法定刑基準が定められている。
- 以下の状況の一つがある場合、他人著作権侵害罪を構成し、犯罪行為者に対し、3年以下の懲役又は拘役、罰金が併科又は単科される。
 - 違法経営金額が5万元以上の場合。
 - 他人の著作物を伝達した数量が計500件(部)以上の場合。
 - 他人の著作物を伝達し実際にクリックされた回数が5万回以上に達した場合。
 - 会員制方式で他人の著作物を伝達し、登録会員が1,000人以上に達した場合。
 - 金額又は数量が前述4つの規定基準に達していないが、その内の2つ以上の基準の半分以上にそれぞれ達した場合。
 - その他重大な情状がある場合。
- 同時に、金額又は数量が上述の5項目の規定基準の5倍以上に達した場合、中国「刑法」第217条に定める「その他特別に重大な情状」に属し、犯罪行為者に対して3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

権利侵害複製品販売罪（刑法第218条）

- 営利を目的とし、権利侵害複製品であると明らかに知りつつ販売し、違法所得金額が巨額な場合、3年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。
 - 違法所得金額が巨額：違法所得金額が10万元以上をいう（法釋[2004]19号）。

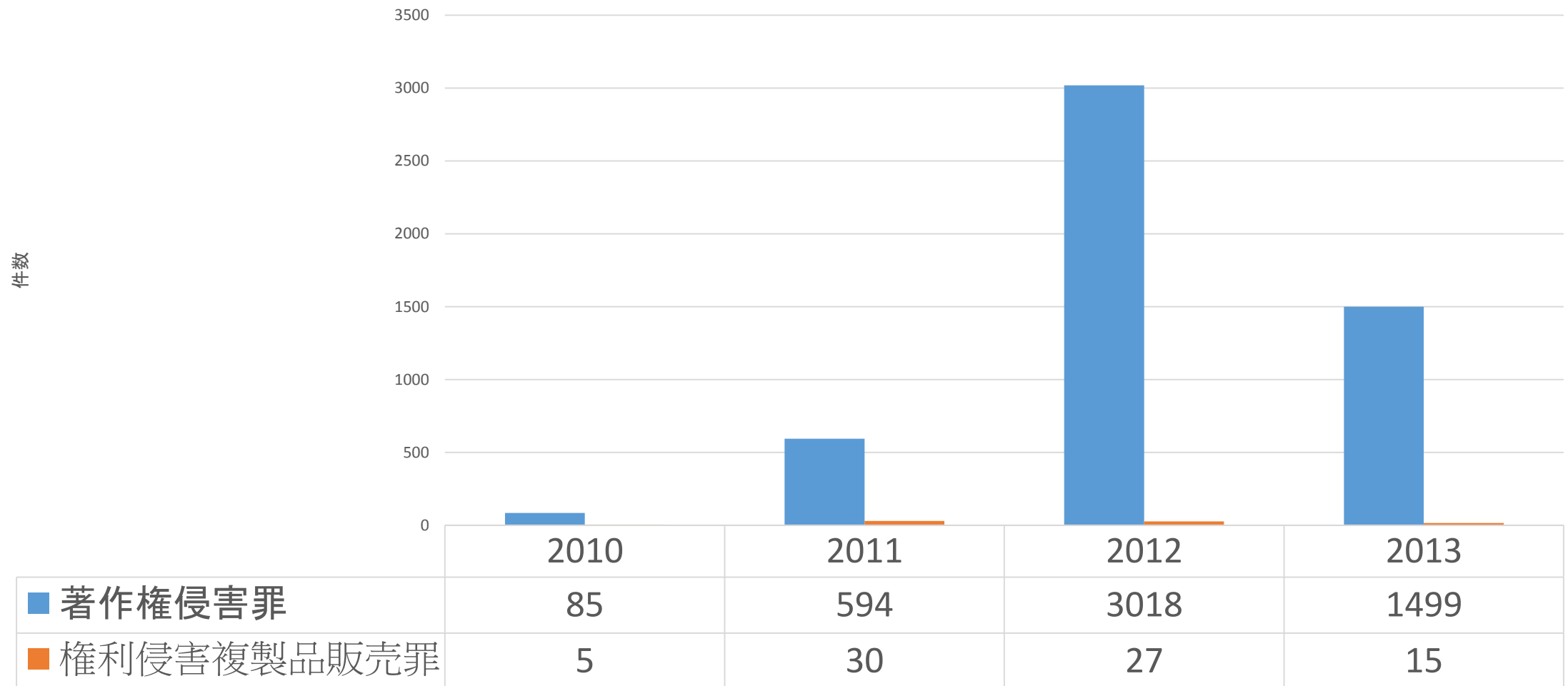
著作権侵害罪及び権利侵害複製品販売罪に科される罰金について（法釋[2007]6号第4条）

- 知的財産権侵害罪及び権利侵害複製品販売罪に対して科される罰金額は、違法所得金額又は違法経営金額に基づき確定する。
- 通常の場合、違法所得の2倍以上5倍以下、又は違法経営金額の50%以上2倍以下にて確定する。

項目		2011年		2012年		2013年	
知的財産権 刑事一審案件	新受案件	5,704件		13104件		9331件	
	既決案件	5,504件	人員数: 10,055人 (有罪7,892人)	12794件	人員数: 15518人 (有罪15338人)	9212件	人員数: 13424人 (有罪13265人)
登録商標冒用罪		1,062件(2163人)		2012件		1546件(2462人)	
登録商標冒用商品販売罪		863件(150人7)		1906件		1496件(2221人)	
違法製造登録商標標識販売罪		370件(691人)		615件		350件(589人)	
特許権侵害罪		1件(2人)		63件		1件(0人)	
著作権侵害罪		594件(852人)		3018件		1499件(1490人)	
権利侵害複製品販売罪		30件(75人)		27件		15件(33人)	
営業秘密侵害罪		49件(94人)		43件		50件(71人)	

2011～13年の「中国法院知识产权司法保护状况」に基づいて作成

著作権侵害罪／権利侵害複製品販売罪 既決案件

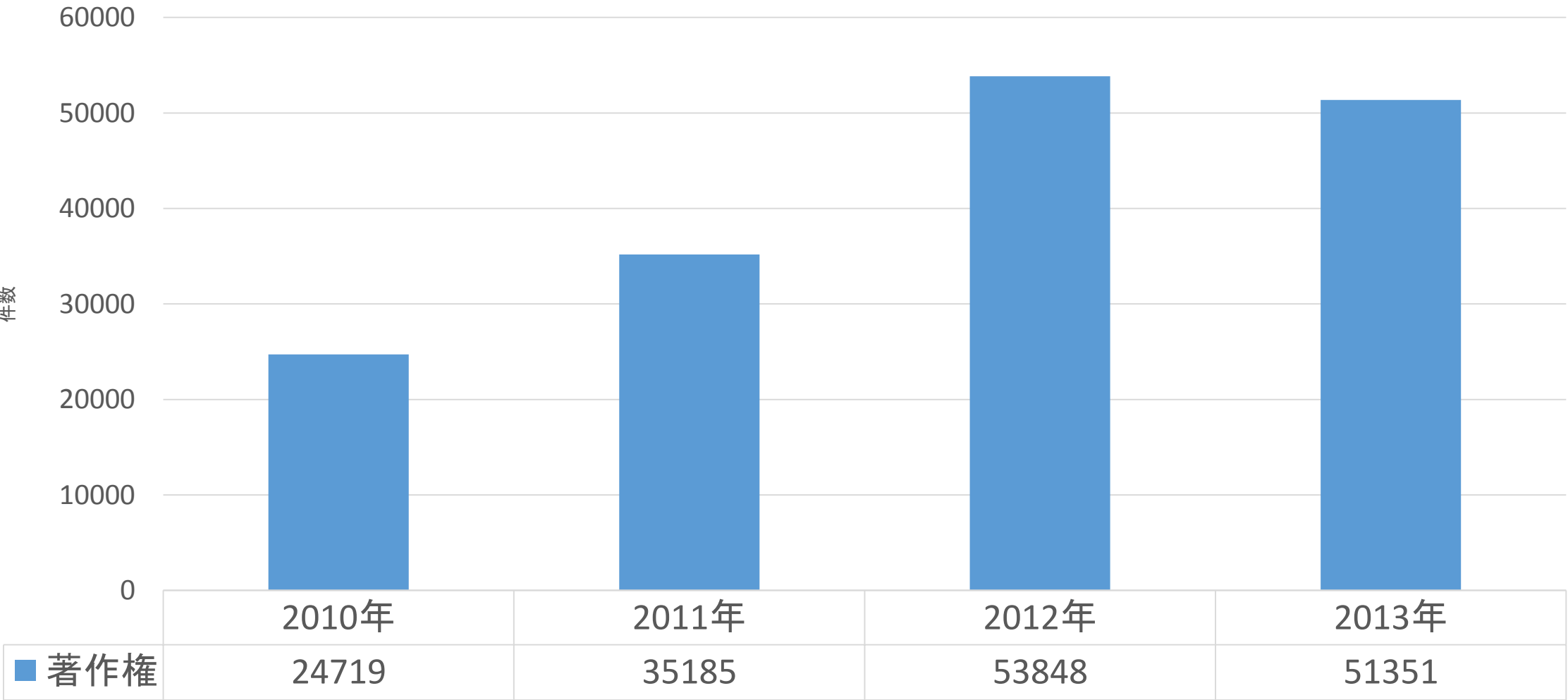


全国地方人民法院民事一審＜新受案件＞

	2010年	2011年	2012年	2013年
著作権	24719件	35185件	53848件	51351件
	61.54%増	42.34%増	53.04%増	4.64%減

2010～13年の「中国法院知识产权司法保护状况」に基づいて作成

全国地方人民法院民事一审<新受案件>



(4) タイ

- 1997年に知的財産権をめぐる訴訟について専属管轄を有する中央知的財産国際貿易裁判所(IP & IT裁判所)を設立
- 民事と刑事訴訟の全体の数と比較すると、刑事訴訟の比率の方がきわめて高い(97-98%程度)
 - 知財関係の刑事および民事について専属管轄を有する専門裁判所(IP & IT裁判所)の存在
 - 刑事訴訟で被侵害者が自らIP & IT裁判所に訴訟を提起あるいは検察官とともに共同訴追者となることができるという制度の存在
 - 著作権者は罰金額の50%を受領する権利という特殊な制度の存在
 - 知的財産権の侵害に対する司法的救済として、民事的救済と刑事的救済が存在するが、権利者は刑事的救済を志向する傾向にあること
- 日本の場合、2012年の統計で、知的財産関係の民事訴訟(全国地裁)の新受件数は567件、刑事事件における起訴数(人員数)は246件であったのと比較しても、タイでは刑事訴訟の比率が極めて高い。



- こうした実務は警察や検察官の権限乱用をもたらす危険もあるとの指摘（ジュンポン・ピノシンワット判事）。
- 私人の代理人による取締の不適切な行使 Cf. 権限の転売, ドラえもんパンケーキ事件
- タイでは, 外圧や国際的義務の履行を主たる理由として短期間で知財制度を整備した経緯があり, 産业内(業際含む)あるいは創作者間でどのようなルール形成するのかという内需により制度が発展したのではなく, 海賊版作成業者等の単純な模倣者にどのようにルールを適用するかということが優先問題となり続けた。その結果, 利害関係者の利害を調整し, 緩やかにルールを形成することができる民事訴訟よりも, 容赦なくルールを適用して排除する刑事的な措置が選ばれるという傾向が続いているのではないか。

訴追の方法

- ①被侵害者としての著作権者が警察に対して告訴の手続きを行い、検察官による起訴によって開始される刑事訴訟を求める方法
- ②「IP&IT裁判所」に提訴して刑事訴訟を求める方法

著作権侵害行為と罰則規定

条文	著作物の類型等	侵害行為
27条	著作物	①複製／翻案、②公衆への伝達
28条	視聴覚著作物、映画の著作物及び録音物	①複製／翻案、②公衆への伝達、③原作品／コピーの貸与
29条	音と映像の放送	①放送の一部又は全部を使用する視聴覚著作物、映画著作物、録音物、放送著作物の制作、②一部又は全部の再放送、③営利目的で公衆に視聴させる行為
30条	プログラムの著作物	①複製／翻案、②公衆への伝達、③原作品／コピーの貸与
31条	著作権のみなし侵害	①販売、販売のための所持、販売の申し出、貸与、貸与の申し出、割賦販売、割賦販売の申し出、②公衆への伝達、③著作権者に損害を生じさせる方法での頒布、④タイ国内への持込／注文での輸入
52条	実演家の権利	①実演の放送／公衆への伝達、②記録されていない実演の記録、③実演の記録を複製等

著作権等の侵害に対する罰則は

第69条：第27条から第30条及び第52条に規定された侵害行為に対する罰則

第70条：第31条（みなし侵害）に基づく侵害への罰則

法定刑

条項	非営利目的	営利目的
第69条	2万バーツ以上20万バーツ以下の罰金	6か月以上4年以下の懲役、若しくは、10万バーツ以上80万バーツ以下の罰金又は併科
第70条	1万バーツ以上10万バーツ以下の罰金	3か月以上2年以下の懲役、若しくは、5万バーツ以上40万バーツ以下の罰金又は併科

IP & IT裁判所民事事件(新受)

Year	Total	Copy-right	%	Trade mark	%	Patent	%	Others	%
1998	90	15	16.67	72	80.00	3	3.33	-	-
1999	70	16	22.86	51	72.86	3	4.28	-	-
2000	102	38	37.26	62	60.78	2	1.96	-	-
2001	138	17	12.32	108	78.26	11	7.97	2	1.45
2002	155	16	10.32	109	70.32	30	19.36	-	-
2003	172	17	9.88	141	81.98	12	6.98	2	1.16
2004	199	26	13.07	135	67.84	33	16.58	5	2.51
2005	152	21	13.82	102	67.11	22	14.47	7	4.60
2006	176	23	13.07	134	76.13	13	7.39	6	3.41
2007	201	27	13.43	150	74.63	11	5.47	13	6.47
2008	192	24	12.50	148	77.08	18	9.38	2	1.04
2009	122	18	14.75	56	45.90	30	24.59	18	14.76
2010	138	16	11.59	76	55.07	25	18.12	21	15.22
2011	119	25	21.01	52	43.70	12	10.08	30	25.21

IP & IT裁判所刑事事件(新受)

Year	Total	著作権	%	商標	%	特許	%	その他	%
1998	1,643	523	31.83	1,118	68.05	2	0.12	-	-
1999	1,721	583	33.87	1,127	65.49	11	0.64	-	-
2000	2,141	799	37.32	1,342	62.68	-	-	-	-
2001	3,252	1,293	39.76	1,949	59.93	10	0.31	-	-
2002	3,557	1,215	34.16	2,239	62.95	16	0.45	87	2.44
2003	4,001	1,853	46.31	2,026	50.63	19	0.47	103	2.57
2004	5,354	2,799	52.28	2,411	45.03	13	0.24	131	2.45
2005	5,565	2,947	52.96	2,508	45.07	14	0.25	96	1.72
2006	6,851	3,416	49.86	3,356	48.99	12	0.17	67	0.98
2007	6,466	2,816	43.55	3,564	55.12	7	0.11	79	1.22
2008	6,383	2,409	37.74	3,896	61.04	9	0.14	69	1.08
2009	6,697	2341	34.96	4,282	63.94	10	0.15	64	0.95
2010	5,147	1,708	33.18	3,379	65.65	6	0.12	54	1.05
2011	4,767	1,210	25.38	3,473	72.85	17	0.36	67	1.41

IP & IT裁判所・民事／刑事事件（総合）

Year	Total	民事	%	刑事	%
1998	1,733	90	5.19	1,643	94.81
1999	1,791	70	3.91	1,721	96.09
2000	2,243	102	4.55	2,141	95.45
2001	3,390	138	4.07	3,252	95.93
2002	3,712	155	4.18	3,557	95.82
2003	4,173	172	4.12	4,001	95.88
2004	5,553	199	3.58	5,354	96.41
2005	5,717	152	2.66	5,565	97.34
2006	7,027	176	2.50	6,851	97.50
2007	6,667	201	3.01	6,466	96.99
2008	6,574	192	2.92	6,382	97.08
2009	6,819	122	1.79	6,697	98.22
2010	5,285	138	2.61	5,147	97.39
2011	4,886	119	2.44	4,767	97.56

著作権関係事件・民事刑事の件数比較

年	民事		刑事	
	全民事	件数	全刑事	件数
1998	90	15	1,643	523
1999	70	16	1,721	583
2000	102	38	2,141	799
2001	138	17	3,252	1,293
2002	155	16	3,557	1,215
2003	172	17	4,001	1,853
2004	199	26	5,354	2,799
2005	152	21	5,565	2,947
2006	176	23	6,851	3,416
2007	201	27	6,466	2,816
2008	192	24	6,383	2,409
2009	122	18	6,697	2341
2010	138	16	5,147	1,708
2011	119	25	4,767	1,210

4. 比較法分析

- (1) 国際制度調和の過程の影響を評価する基本的手法としての比較法：国際条約との関係
- 権利執行規定は「TRIPS協定におけるアキレス腱」ともいわれたが、やはり国際調和は進んでいない。
- 貿易的側面指向型(FTA／EPAでの取り決めによるルール形成)、公益的側面指向型(犯罪組織・テログループ／消費者保護などの公益等を強調したルール形成)は進む可能性があるが、対象はあくまで海賊版・模倣品のような事案。
- 途上国にとって知財の保護は、対外的な公益。刑事で保護する道理もある。先進国では、基本的に著作権は、私財。権利執行資源は、私人が負担すべき。
- 法律上、刑事を利用する場合として想定すべき事案も、一定規模・内容のものに絞るのが妥当。

- (2)問題の認知の手段としての比較法：諸外国の相違点の分析から得られる日本への示唆
- 刑事罰について規定する条文において，対象とする著作権侵害行為の類型を限定したり，「業として」や数量要件などのしぼりをつけること（イギリス，米国など）。
- 複雑な事案に対する運用上の傾向（イギリスの例）。
- 故意の要件のありかた（米国）。

ご静聴ありがとうございました。

情報コミュニケーション学部

今村哲也

